

国際シンポジウム

「生物多様性条約 ～世界と日本を結ぶ国家戦略をめざして～」

講演・発表 要旨集

タイムスケジュール

午前の部

- 開会・主催者挨拶 大澤雅彦（IUCN-J 会長）
- 10:15 基調講演 I 「2010 年目標の達成と日本の役割」
アーメッド・ジョグラフィ（生物多様性条約事務局長）
- 11:00 基調講演 II 「生物多様性条約に関する国際社会の経験
～日本が世界に学べること～」
ジェフリー・マクニーリー（IUCN 主席研究員）

11:45 質疑

12:00

午後の部

- 13:30 報告 「日本の生物多様性国家戦略」 黒田大三郎（環境省大臣官房審議官）
- 13:55 パネルディスカッション「世界と日本を結ぶ国家戦略をめざして」
パネリスト ジェフリー・マクニーリー、堂本暁子（千葉県知事）、黒田大三郎、
岩槻邦男（兵庫県立人と自然の博物館館長）、大久保尚武（日本経団
連自然保護協議会会長）、草刈秀紀（WWF ジャパン自然保護室次長）
コーディネーター 吉田正人（IUCN-J 副会長）

16:00 終了

2007 年 1 月 27 日

国際自然保護連合日本委員会

< 基調講演 I 要旨 > 「2010 年目標の達成と日本の役割」

生物多様性条約事務局長 アーメッド・ジョグラフィ

温暖化防止と比較し、生物多様性の危機の認識は世界的に見ても低く、このたび IUCN 日本委員会が、よい機会を与えてくれたことに感謝します。

生物多様性は地球の何百万年の進化の現れであり、生態系というものは自然災害の防護や人間の文化の基ともなっていますが、人間は急速にそれを改変しています。

その生態系の現状を評価したもっとも体系的な報告書が「ミレニアム生態系評価」です。これは 95 ヶ国 1,395 人の専門家によって 4 年がかりで行われた調査です。報告書によると、24 の生態系のうち 15 の生態系に悪化の傾向が見られ、絶滅スピードの増加、森林面積の減少、栽培植物の品種の低下などが指摘されています。ミレニアム生態系評価の内容についてご紹介します。

この生物多様性の喪失に歯止めをかけるべく「2010 年までに生物多様性の喪失を抑える」という 2010 年目標が 2002 年に合意されました。この目標にむけて各国・各政府の積極的な取り組みが行われ、昨年ブラジル・クリチバで開催された条約会議 CoP8 では 200 以上のサイドイベントが開催されました。CoP8 は、ブラジル大統領などの政府高官が生物多様性に強い関心を示した会議でした。生物多様性条約は対象が広く、遺伝子組み換え生物の規制、先住民・地域共同体の尊重、公正性（ジェンダー問題）に進展が見られました。開発の分野に生物多様性への配慮に組み入れることも重要です。

生物多様性条約事務局としては、このような議論を踏まえて日本の生物多様性保全への取り組んでいくことを評価し、2010 年目標に向けて実りある国家戦略となるよう期待します。

2010 年目標の達成に向けてドイツのボンで開催される第 9 回締約国会議の重要性も指摘したと思います。現在、ドイツ政府は、生物多様性を政策上最も重要なものと位置づけるためのリーダーシップを EU でとっています。

2010 年開催予定の第 10 回締約国会議（CoP10）も重要です。CoP10 は、2010 年目標の達成年であり、また、国連は 2010 年を「国連生物多様性年」とすることをこのほど決めました。CoP10 はリーダーとなる国を求めており、日本に大きな期待をしています。

< 基調講演Ⅱ要旨 > 生物多様性条約に関する国際社会の経験～日本が世界に学べること

IUCN 主席研究員 ジェフリー・A・マクニーリー

国際自然保護連合 (IUCN) は、世界最大の重要な自然保護のネットワークです。IUCN は、日本では絶滅のおそれのあるレッドリストや世界遺産委員会における自然遺産の公的な技術諮問機関として知られていますが、生物多様性条約 (CBD) においても重要な役割を果たしています。

IUCN は生物多様性条約の一般的概念から条文の起草、条約の実施まで、すべてのプロセスに係わってきました。CBD は IUCN の中核をなす事業であり、締約国会議から科学諮問委員会まで支援を行っています。

本日はこの 15 年間にわたる CBD の歴史から、国際／国内 NGO や保全科学者が学んだ経験をみなさんとわかちあい、2010 年目標の達成と発展のために何ができるかを考えてみたいと思います。

私の発表では、以下の点を話したいと思います。

1. CBD の科学的基盤を強化する

- ・ 問題の本質はどこにあるか？ 科学的な問題なのか、政治的な問題なのか？
- ・ 「生物多様性の喪失」というべきか、「生物多様性の変化」というべきか？
- ・ 生物多様性は、人類共有の遺産か、各国の生物資源か？
- ・ 科学的知見と伝統的知識との関係は？

2. CBD を支える経済的手法を拡大する

- ・ どうすれば、生態系サービスへの対価を、効果的に保全にふりむけられるか？
- ・ 生物多様性を支えるための最も効果的な財政メカニズムとは何か？
- ・ 生物多様性が貧しい人々に利益をもたらす方法とは何か？これを CBD の目的の一つとすべきか？

3. 民間企業の生物多様性保全への参加をうながす

- ・ どのようにしたら民間企業が「公共の富」に対して支払うようになるか？
- ・ それとも、生物多様性を「私の富」にする方法を考えるべきか？
- ・ それは、生物多様性保全にとって利益をもたらすか？

4. 農林水産業に生物多様性保全を組み込む

- ・ CBD の農業に関するプログラムワークが、CGIAR、FAO、農業系大学とよりよく連携するにはどうしたらよいか？
- ・ CBD のプログラムワークに、家畜の野生近縁種を持ち込むことは可能か？

5. CBD と他の条約やプログラムとの連携を図る

- ・ CBD と WTO の関係を改善するにはどうしたらよいか？
- ・ 他の条約交渉に、生物多様性への配慮を十分に組み込むにはどうしたらよいか？
- ・ CBD と気候変動枠組み条約との関係を強化するには？ 第 2 フェーズの京都議定書の議論に、原生林保護への支払いなどを組み込むことは可能か？

6. 情報の流れをすみやかにする

- ・ 生物多様性に関する情報の流れをすみやかにするにはどうしたらよいか？
- ・ 政府が、大学、研究所、NGO と生物多様性に関する情報を分かち合うには？
- ・ CBD を自然する新しい情報テクノロジーとは？

7. バイオセイフティーに関するカルタヘナ議定書を支援する

- ・ カルタヘナ議定書を完全実施するためのコストはいくらか？
- ・ GEF（地球環境ファシリティ）への新たな資金支援ができるとすれば、カルタヘナ議定書の実行への資金を確保すべきことを政府にどう分かってもらうか？
- ・ カルタヘナ議定書の実行への地域的なアプローチは可能か？

8. CBD 第 8 条 h 項（侵略的外来種）を実行する

- ・ カルタヘナ議定書で作られた手法を侵略的外来種に適用することは可能か？
- ・ WTO とその検疫・植物検疫の手法は、侵略的外来種にも適用可能か？
- ・ 侵略的外来種の問題に関する理解を、他のセクターとりわけ国際取引で高めるにはどうしたらよいか？

9. CBD の保護地域プログラムワーク（PoW）を支援する

- ・ 保護地域管理の効果はどのように測定できるか？
- ・ 保護地域を支援するにはどのような国際的支援が求められるか？
- ・ 日本は公海の保護地域にどのように貢献できるか？
- ・ 国境を超えた保護地域にはどのような支援が必要か？

10. 消費者の生物多様性保全に配慮した産物への要望を高める

- ・ 生物多様性保全に配慮した産物に対して、国民は余分に支払う意思があるか？
- ・ 政府間で認証の枠組みを合意することはできるか？
- ・ 民間企業や NGO はこれにどのように参加できるか？

環境省大臣官房審議官 黒田大三郎

日本は、生物多様性条約が採択された翌年、1993年（平成5年）に条約を締結しました。条約は、各締約国に対し、生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とした国家戦略を策定することを求めています。これに対応するため、条約締結の2年後の1995年（平成7年）に、初めての生物多様性国家戦略が策定されました。

この第1次戦略の策定後、生物多様性をめぐる社会経済的な状況は大きく変化しました。このような状況を踏まえた形で大幅な改訂が行われ、2002年（平成14年）に、第2次戦略である新・生物多様性国家戦略が策定されました。

この新戦略では、生物多様性に関する問題点を「3つの危機」として整理しました。第1の危機は、開発、過剰利用などの人間活動による生物や生態系への影響です。その結果、日本に生息する種の多くが絶滅の危機に瀕しており、また、湿原や干潟など、生態系の消失、劣化が進みました。第2の危機は、里山の荒廃等、人間活動の縮小や生活スタイルの変化に伴う影響です。経済的利用価値の減少の結果、二次林、二次草原の管理や利用がなされず放置されるようになり、多様な生物が生息する里地里山生態系の質の劣化や特有の動植物の消失などの問題が生じました。第3の危機は、外来生物など、本来そこに存在していなかったものが持ち込まれたことにより引き起こされた影響です。国境を越えた人や物の流れの増大に伴い、国外又は国内の他地域から様々な生物種が導入された結果、在来種の捕食、交雑等の、環境攪乱等の様々な影響が生じています。

新戦略では、生物多様性の重要性とエコシステムアプローチの考え方を採り入れ、生物多様性に関する「5つの理念」を定めました。また、前述の「3つの危機」に対応するため、自然と人間との調和ある共存の確保された社会を構築するための「3つの目標」と、それらを具体化するための「3つの基本的方向」、さらに、今後取り組むべき「7つの主要テーマ」などを掲げています。

新戦略策定後5年間に、新戦略に基づき、自然再生推進法、外来生物法等新しい法律が制定されました。また、世界的にはミレニアム生態系評価（MA）、地球規模生物多様性概況第2版（GBO2）などの総合評価結果があいついで発表され、生物多様性が地球規模で危機的な状況にあることが改めて示されました。見直しにあたっては、このような国内外の状況の変化を踏まえた対応が必要です。

前回大幅な改訂を行い、より体系的なものとししましたので、現行戦略の構成を基礎として、内容をさらに発展させていく予定です。また、人口減少に向かう国土の中での自然との共生のあり方、温暖化への対応など地球規模の視点といったことのほか、地方や民間の参画の推進、より効果的な普及広報など、さまざまな角度からの検討が必要です。

第3次国家戦略策定後、わが国では、2008年にG8サミットが予定され、2010年開催の生物多様性条約第10回締約国会議の開催国としても立候補しています。さらに、2010年は、生物多様性条約の2010年目標の目標年であるとともに、国連において「国際生物多様性年」とすることも検討されており、生物多様性の大きな節目になると予想されます。このような国際的な要請にも対応できるよう、新たな生物多様性の国家戦略の策定を通じて、わが国のみならず、地球規模の生物多様性の保全に貢献していきたいと考えております。本日のシンポジウムをきっかけとして、より多くの皆様が第3次国家戦略の策定に参加されることを期待しております。

< パネルディスカッション発表要旨 >

千葉県知事 堂本暁子

○ 1992年、リオで開催された地球サミットには、国会議員として参加したが、「生物多様性条約」とともに、「気候変動枠組条約」が採択された。

○ 地球温暖化に関しては、条約制定前から、気候変動に対する国際的な評価機関（IPCC）があり、科学的知見に基づいた評価、助言等が行われている。また、わが国の対応は、法律を制定し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、県や市町村に実行計画の策定を義務付けている。

○ 一方、生物多様性に関しては、評価の点等でも国際的な広がりには欠けると認識している。さらに、わが国の対応については、国家戦略は策定しているが法律の制定もなく、一番重要である地方レベルでの計画策定もなされていない。環境問題は、大変ローカルなものであり、それぞれの県・市町村で戦略をもつしくみが必要。そこで、今回、地域の自然的・社会的条件を十分踏まえた「地域戦略」として、「(仮称)生物多様性ちば県戦略」を策定することとした。

○ 策定に当たっては、地域で活動している県民やNPO、市町村等多様な主体を巻き込み検討を進めている。さらには、学識経験者の専門的知見をお借りし、両者をコラボレーションさせながら策定を進めている。

< パネルディスカッション発表要旨 >

日本経団連自然保護協会会長 大久保尚武

日本経団連自然保護基金・協会の活動紹介

(1) 自然保護基金による自然保護プロジェクトへの支援

92年設立以来、14年間で生物多様性の保全を主とするNGOの自然保護プロジェクトに延べ、676件、約20億円の支援を実施してきた。これらの原資は経団連会員企業からの毎年の寄付金でまかなわれている。支援事業内容の内訳は自然資源管理35%、植林18%、環境教育18%となっているが、最近は地域住民を巻き込んで、貧困の解消を織り交ぜたプロジェクトが増えている。

(2) 自然保護協会による企業の自然保護活動の促進

2003年、『日本経団連自然保護宣言』を発表し、その行動指針の具体化を進めている。
(推進母体は、起草メンバー会社を中心とした企画部会)

1) 企業の自然保護に対する意識の向上 (啓発・普及活動)

- ・企業の自然保護活動の事例整備とホームページや機関誌などへの掲載、発信。
- ・NGOの活動現場への訪問 (主に国内のプロジェクトを企画部会で訪問)
- ・講演会やシンポジウムの開催。

2) NGOとの協働促進

- ・視察ミッション (協会会長を団長として、支援先NGOの現場を訪問)
- ・交流会 (企業、NGO相互の交流促進、協働のきっかけづくりの場)
- ・報告会 (支援プロジェクトの進捗報告を聞く機会づくり)

これらの活動を通じて、企業とNGOとの相互理解も深まり、協働の事例も増えている。

企業独自の自然保護活動の取り組み

企業も様々な取り組みを行っているが、中でも植林活動と環境教育への取り組みは積極的に行われている。

生物多様性条約に関して

『生物多様性新国家戦略』が企業や市民が行う生物多様性保全のための具体的行動指針と成ることを期待している。

< パネルディスカッション発表要旨 >

兵庫県人と自然の博物館館長 岩槻邦男

日本の生物多様性国家戦略は、最初は各省庁（当時 11）からの作文をバウンドしただけの姿だったが、2002 年の改訂時には、8 省庁（当時）からの提案が相当程度までエディットされており、確実な実行が期待された。その後、各年度におけるモニタリングなど、戦略を国家規模で推進することに努力が払われてきた。このことは、生物多様性条約が採択された 1992 年当時の日本の事情を思い出すと、飛躍的な進展の見られたことであると評価したい。しかし、だからといって、日本の生物多様性の現状が満足すべき状況にあるとはいえない。その現実を踏まえて、緊急に、かつ長期的に対応されなければならないことが何かを列挙してみよう。

生物多様性の特性を考えれば、その持続性を図るためには長期的視野をもつことが不可欠である。日本の国土の 100 年後、数百年後を、地球規模の長期的視点のもとに描き出し、そのための中期的計画を練ることが与えられている課題である。

明治以後の日本人のライフスタイルの変換は、いわゆるエネルギー革命の頃からのここ半世紀弱の間に、日本列島にきびしい現実をもたらしている。物質・エネルギー志向の進歩を求めただけでなく、こころの充足を求めるライフスタイルへの転換を図らなければ地球の持続性が維持できないことは明らかである。生物多様性の持続性を、人間環境の保全という課題に閉じていては、問題の建設的な解決は望めない。

生物多様性国家戦略を考える上で、今喫緊に必要とされることを以下に列挙する。（1）長期的視点に基づいて、現実的な対応を行う。（2）地球規模で考察した上で、日本列島の現実に対応する。（3）科学的評価をより確実に整えるために、生物多様性に関する諸情報の構築、情報の活用に力を注ぐ。（4）問題に正確に対応すべく、指導力をもった行政の合理的な推進を図る。（5）全市民的視野で活動の推進を図るべく、とりわけ教育関係者、ビジネス関係者、NGO, NPO などとのより強い連帯を構築する。これらの項について、可能な限り論及したい。

< パネルディスカッション発表要旨 >

WWF ジャパン 自然保護室次長 草刈秀紀

生物多様性国家戦略は、政府の国家戦略であるとともに、政府以外の各セクター（NGO や NPO、市民団体等）がかかわらなければ、その中身は実現しません。そのなかで、特に NGO の役割の大きさを理解してもらい、協同への道を模索していきたいと考えます。

< 政府へのメッセージ >

1. 国家戦略について、地方にあまり情報が流れていない。地方ヒアリングやシンポジウムを開く機会を政府・環境省に持っていただきたい。（NZ の事例）普及・啓発は不可欠。
2. 日本の野生動物は法律の世界から見ると、ばらばらになっており、アンブレラとなる生物多様性保全法のようなものが必要。風力発電とバードストライクの問題や、ツボカビ病・鳥インフルエンザなど人にもかかわる野生動物リスクへの対応で、環境省・厚生省・経産省といった縦割りの発想を国家戦略で打破することが重要。
3. 日本は島国で、周りを海に囲まれているにもかかわらず、海洋に関する施策が弱い。現在、海洋基本法の策定が検討されているが、その中に生物多様性の観点が入っていないことを懸念している。
4. 国土交通省が行っている国土形成計画には、生物多様性保全の観点を明確に明記すべきと考える。

< 市民社会へのメッセージ >

1. 温暖化だけでなく生物多様性にも目を向けてもらいたい。温暖化と生物多様性を悪化させる行動には共通しているものもあり、一人ひとりの行動が私たちの子供・孫の代に響いていることを一緒に考えていきましょう。
2. 生物多様性保全を目標に、日本各地で活動している人やグループに参加や支援をしてほしい。欧米では、会員数十万人という団体が多くあるが、日本では最大でも 3~4 万人程度。日本の NGO は、やる気も力もありながら、資金不足で常に苦しんでいる。